

奈良県立奈良東養護学校「学校いじめ防止基本方針」

平成25年6月28日公布のいじめ防止対策推進法によると、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とあるが、このことは学校の内外を問わず、いじめられた側の立場に立ち判断すべきものである。

さらに、いじめに該当するか否か基準を用いて表面的・形式的にいじめと判断すべきではないものであって、仲間はずれ、遊び半分での悪口、からかいなどを含むすべての肉体的かつ精神的に苦痛となる行為が問題となる。特別支援学校である本校においては加害者としても気づかず、あるいは被害者となっても自分の気持ちを訴えにくい場合や気づかない場合も多くあるため、職員が些細なことも見逃さず児童生徒の様子について気を配るとともに、児童生徒一人一人を大切にという観点で、普段から人権意識を高め、教職員も常に児童生徒への態度や関わり方を日々振り返っておく必要があると考えられる。

1 いじめの防止等のための基本方針（平成29年3月改定）

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての児童生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対していじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

児童生徒は決していじめを行ってはならない。

（学校及び教職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者と連携を図りつつ、児童生徒がいじめの防止に関わる活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、友人関係、集団作り、社会性の育成などに関する事項を重視し、道徳、学級、HRの時間を利用し「いじめ防止プログラム」に取り組む。
- ・けんかやふざけあいと見えるもののなかにもいじめがあると考え、いじめの認知にあたるようにする。
- ・いじめが解消したとみられる場合でも、心のケアや支援を行っていく。

②いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対して聞き取り等の調査を必要に応じて随時実施する。

- ・ いじめの調査実施後、関係教員との面談を実施する。
- ・ 児童生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるように相談体制の整備を行う。

③いじめの防止等のための対策

- ・ いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動として携帯電話教室等を行う。

(2) いじめの防止に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・ いじめの防止等を効果的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導担当、人権教育担当、学部主事他

(活動) いじめ事案に対する対応に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。

(開催) いじめ事案発生時に緊急的に開催する。

②いじめに対する措置

- ・ いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者との連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会、所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

①重大事態が発生した旨を、奈良県教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して事実関係その他の情報を適切に提供する。